

第六十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 十 九 号

(三八三)

昭和四十六年四月二十八日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 小山 省二君

理事 増岡 博之君

理事 大橋 敏雄君

有馬 元治君

大石 武一君

唐沢俊二郎君

齊藤滋与史君

中島源太郎君

松山千恵子君

向山 一人君

渡部 恒三君

川俣健二郎君

島本 虎三君

古川 雅司君

寺前 巖君

出席国務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

出席政府委員

厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君

厚生省年金局長 北川 力夫君

社会保険庁年金保険部長 八木 哲夫君

委員外の出席者

大蔵省主計局給与課長 谷口 昇君

大蔵省理財局資金課長 田中 敬君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動
四月二十八日

辞任

八木 昇君

同日

辞任

大原 亨君

同日

理事 栗山ひで君同日理事辞任につき、その補欠として小沢辰男君が理事に当選した。

同日

理事 伊東 正義君

理事 小山 省二君

理事 増岡 博之君

理事 大橋 敏雄君

有馬 元治君

大石 武一君

唐沢俊二郎君

齊藤滋与史君

中島源太郎君

松山千恵子君

向山 一人君

渡部 恒三君

川俣健二郎君

島本 虎三君

古川 雅司君

寺前 巖君

出席国務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

出席政府委員

厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君

厚生省年金局長 北川 力夫君

社会保険庁年金保険部長 八木 哲夫君

委員外の出席者

大蔵省主計局給与課長 谷口 昇君

大蔵省理財局資金課長 田中 敬君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

補欠選任
大原 亨君

同日

補欠選任

八木 昇君

同日

理事 栗山ひで君同日理事辞任につき、その補欠として小沢辰男君が理事に当選した。

同日

理事 伊東 正義君

理事 小山 省二君

理事 増岡 博之君

理事 大橋 敏雄君

有馬 元治君

大石 武一君

唐沢俊二郎君

齊藤滋与史君

中島源太郎君

松山千恵子君

向山 一人君

渡部 恒三君

川俣健二郎君

島本 虎三君

古川 雅司君

寺前 巖君

出席国務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

出席政府委員

厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君

厚生省年金局長 北川 力夫君

社会保険庁年金保険部長 八木 哲夫君

委員外の出席者

大蔵省主計局給与課長 谷口 昇君

大蔵省理財局資金課長 田中 敬君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

児童手当法案(内閣提出第五六号)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

まず、おはかりいたします。

理事 栗山ひで君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○倉成委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、その補欠選任を行ないたいと存じますが、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○倉成委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○倉成委員長 御異議なしと認め、理事に小沢辰男君を指名いたします。

○倉成委員長 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大原亨君。

○大原委員 大まかなことから初めから厚生大臣に。

年金は何のためにつくっているのですか。

○内田国務大臣 人間が年をとりまして稼働能力が減耗もいたしますし、また身体障害でありますとか、あるいは夫との死別というような人世における不慮の事故によりまして、その稼働状況に急変が起る場合等に対応いたしまして、その生活のよりどころを補充をいたしてまいり、こういう趣旨であらうと思っております。

○大原委員 趣旨的には年金は、たとえば恩恵的または論功行賞的な考え方もあるのです。長い間つとめていただきまして御苦労さんでした、こういう趣旨が経過的に一つあると思うのです。もう一つは、こういう近代的社会において社会的な事故——いま大臣が言われた趣旨はそのほうに近いと思うのですが、社会的な事故に対して国の保障、国民全体が責任を持つということ、生活保障の原則に基づいて生活を保障していく、こういう考え方があると思うのです。ですから、それは後者のほうというふうに解釈してよろしいですね。

○内田国務大臣 年金につきましてはおっしゃるとおりの社会意識がござる発展をいたしてまわってきただけでござると思っております。私などもそういうことを十分念頭に置きまして年金対策を進めてまわりたいと思っております。

○大原委員 それから、社会保障費に対する年金の給付の比率というものが非常に日本は未成熟であるという理由を含めて低いわけですね。ヨーロッパでは社会保障給付の中では大体三〇%以上を占めているということですが、日本は現在大体どの程度を占めておいて、それから十年後にはどの程度占めて、二十年後にはどの程度の比率を占めて、三十年後にはどの程度、こういうふうに、私が申し上げた数字ではございせんが、いままでも議論した中では、年金が未成熟であるという議論をいたしましたね。しかしこれが成熟して、やはり国際的にも生活保障をする水準にいまのベースでいくものかどうか、こういうことも一つの議論の材料として聞きたいわけですが、その点でひとつお答えいただきたい。

○北川政府委員 年金関係の国の予算に占めます割合でございますが、お尋ねの社会保障関係費の中で申しますと、四十五年度予算で一三%でございます。それから、いまお尋ねになりましたような十年後、二十年後あるいは三十年後という点につきましては、私も現段階では必ずしもはっきりした数字を持ち合わせておりませんけれども、先生ただいま御指摘のように、高齢人口もふえてまいりますし、大体七十年から八十年ごろには高齢人口の割合が現在の西欧先進国並みになってまいりますので、そういう段階になりますと年金保険の占める割合、つまり給付費の割合というものが相当に上がってまいります。現在のようないろいろあるは一四%、こういうふうな率を大幅に上回る段階になってまいりたいと思っております。

○大原委員 昭和三十六年に国民年金を実施しましたね。そういたしますと二十五年間ほど掛け金をかけると法律上の年金額が給付されるということになるでしょう。そうすると、いまそれを基点にして考えてみると、成熟するのは、国民年金が一番おくられているわけですから、四十五年、五十五年、六十年ですね。昭和六十年ごろはいまのままで与えられた条件というものを、再計算その他の問題はあっても、いまのままのベースでこれが完全に——完全にではないが、かなり本格的に支給をされるというふうになるのは十五年後、

いまでも十年たっているから、これから十五年後あるいは二十年後、そういうときに社会保障の給付費の中に占める年金の比率についての推定はできませんか。というのは、私が議論したいのは、日本のベースが低い、そういうことが一つ問題じゃないか、そのことを考えた再計算をしなければいけないんじゃないか、こういうことの議論のために念のために議論しているのです。これはわかる範囲内でひとつ御答弁いただきたい。

○北川政府委員 ただいまの御質問の中でベースになります問題として一つ申し上げておきます。それは老齢人口というものの生産年齢人口に対する比率の推移の予測でございますが、現在四十六年で生産年齢人口といわれます十五歳から六十四歳までの人口に対して六十五歳以上の老齢人口が大体一〇%を若干上回っている程度であります。これが十年後には一三%になり、二十年後には一五%をこえまして、三十年後には大体二割をこえるというふうな状態でございます。そういう状態のもとで、たとえば現在の年金の費用の国民所得に対しては比率を考えると、大体〇・三%から〇・四%程度というところで、西欧の先進諸国に比べて非常に低いわけでございまして、これは先生御指摘のとおり、現在被保険者が多くても受給者が少ない、あるいはまた、経過的年金が多くて年金額が低くて、そういう意味でも未成熟である、それから、本来年金につきましても必ずしも十分な水準までいってない面もな

いことではないという面がいろいろ相重なりましてそういう状態にあるかと思うのでございしますが、最初に申し上げました老齢人口というものの生産年齢人口に対する比率というふうなものを考えてみますと、大体六十年ごろになりますと、一応の推計でございますが、老齢年金で大体二千億程度のもの、それから通算老齢が二百八十億程度のもの、その他いろいろ合わせて二千七百三十億程度のものが年金給付として支給されるというふうな状態になるわけでございします。現在は大体百六億程度でございますから、その程度

の段階に参りますとかなりな給付の増加が予測される、一応大ざっぱなことを申し上げますと、そのような一つの目安があるということでございます。

○大原委員 もう一つの観点で——この問題はひとつ問題として出しておいて、私もこのことだけにとどまっては時間がないのであとこれは研究するということにしますが、その前提となる社会保障の給付費が問題ですね、日本では、新経済社会発展計画は実際上空中分解したようになっていくわけですが、新経済社会発展計画の中で、その五十年の経過の中で社会保障の給付費はどれだけ引き上げていくか、こういう目安は立っているかというところで、社会保障の全体の問題、その中で年金の改善についてはどういう考え方で新経済社会発展計画の中で組み込んだのであるか。それは振替所得で言ってもいいですよ。

○北川政府委員 先ほど申し上げましたように、現在の段階では、国民所得の対比で大体〇・三%ないし〇・四%でございますが、一応の見込まれておりますパーセンテージをいたしましては約二%程度というふうに見ております。

○大原委員 新経済社会発展計画の中には、昭和五十年における振替所得及び社会保障の負担は昭和四十四年度の規模に対してそれぞれ約三倍程度の増加となり、また国民所得に対する比率は昭和四十四年度実績見込みの五・二%及び四・三%から——これは振替所得及び社会保障の負担ですが、それぞれ二%程度上昇することとなる、こういうふうになっておりますね。その計算を出した基礎で、年金部門は五十年間にどの程度引き上がってくるのかというそのデータがあるのですか。そういうデータをもとにして二%程度引き上げるというふうな計画を立てているのですか、どうですか。

○北川政府委員 はなはだ明確なことが申し上げられなくて恐縮でございますけれども、あの新経済社会発展計画の中におきましては、年金部門につきましましてきわめてマクロ的な推計をいたしてお

りますので、実は明細な積算の基礎を現段階では持ち合わせていないわけでございします。

○大原委員 大体いままでも中期経済計画以来いろいろな計画をやってきた中で継続してきた数字というものは受け継いだような程度で、それ以上に上げるのができないというふうなことで押えられた程度だと思っております。これは非常に低いわけですが、しかし、それにしてもやはり、何というか一つの総合的な改善計画というものがぜひ必要だ。そういうことを目標にしないと、おくれた年金部門のベースあるいは実際の改善措置はできないのではないかと。今回は異例の措置として、物価も上昇したから再計算の時期を早めた、こういうことはいいことですが、しかしこれは思いつきだけではいけないのではないかと。日本の年金給付の水準というものは、国際的な水準から見ても、日本の国力に相応したような分配をして生活の保障をやる、そういう目安を立てるべきではないか、こういう点においては私は全体を通じて議論をしたいわけですが、そういう問題が一つあるということがある一つ。

それから、大きな問題から入っていきますが、先般日本経済新聞の四月十七日の夕刊に出ておるのですが、トップの見出しで「国民年金を抜本改正」大きな活字で「厚生年金と統合も」とあるわけですね。それで、たとえばこれは国民年金のサイドから新聞記者諸君が勉強されて分析をしたと思うのですが、できれば次の財政再計算の時期、すなわち厚生年金は四十九年、それから国民年金は五十年、一年のズレがありますが、その財政の計算期における大改正で、国民年金と厚生年金を統合していく。農村人口の流出その他自営業者が少なくなっていくので、国民年金を厚生年金へ措置もできないという点をやらないと、財政上のバランスをとるという点も問題が生ずるのではないかと。こういう問題点を指摘しておるわけですが、この問題については、そういう長期的な問題を議論しているのかどうか、こういうことについてお

答えたいだいたいと思います。

○北川政府委員 ただいまお話しのとおりのことでございます。確かにその新聞にはそういう記事が載っております。私も、現在の段階におきまして年金の大きな柱をいたしましては被用者サイドでは厚生年金保険、また一般の自営、農業等におきましては国民年金という二つのものがございまして、これを健全に育成をし、また健全な成熟をはかっていかなければならないというふうに考えております。今回の厚生年金保険法の改正というものはしばらくおきまして、ことしから国民年金のサイドでは、御承知のとおり拠出制の十年年金というものの支給が始まりまして、いわば実質的な意味で本来の意味での国民皆年金というものが実現するわけでございします。今後急速に受給者もふえてまいりますし、しかも経済社会のいろいろな諸条件は相当大きな激動期にもございします。先生御指摘のように、次の再計算期におきましては、それぞれの年金制度につきましまして相当のいろいろなファクターを洗い直して、根本的に申ししますか、相当大がかりな再検討をしなければならぬと思っております。しかし、その際にどういった問題点をやるか、いろいろ御指摘のような統合の問題まで発展するかどうか、そういう問題はまだまだ私どもは予測のできない問題でございますが、いま申し上げましたとおり、当面は両制度の健全な成熟、育成、発展ということを踏まえた実質的な皆年金下における相当大がかりな改正について現在いろいろな角度から検討をやっているところでございします。

○大原委員 もう一つ、大きな問題だけ出しておきますが、別の観点でやはり総合的な計画がなければ年金の引き上げはできないという一つの問題点として、労働省の出席も願っておるわけですが、やはり外国で老人というものは何歳からかといえど大体六十五歳という。老人というのは、老人問題、老人問題といってやましいのは、六十五歳からなんですか。しかしこれは、一般的に六十五歳以上老人というわけですが、日

になるから、厚生省だけの老人問題でなしに、内閣全体として老人問題や年金問題、雇用問題に取り組めるようなそういう体制をとって、総合計画を内閣全体の問題でやっていく。われわれが思うのは、公害や物価は大きな社会問題ですが、やはり老人問題はいまの過密、過疎や経済変動、社会

変動の中においてはこれに匹敵する社会問題であるということを通次認識されつつあるわけですから、そういう大きな規模で総合対策を立てて、その中で年金改善の方針を出すということにしないと、厚生省だけの力では力が足らぬ、ということには言わないが、医療問題その他にひっかき回されて、そういう問題について長期的なマクロ的な計画は全然立たないというのが現状ではないか。だから、そういう総合政策を立てるかまえを、私は厚生大臣としても、老人問題についての厚生省の検討を踏まえながら、総合的に政府全体がとりかかるような体制をとるべきではないか。国務大臣として、これは年金局長が答えるといっても無理だろうから、国務大臣として内田さんがりっぱな意見と施策を残してもらいたい。残してもらいたいと言うと語弊があるけれども、あなたがやることを前提として話をしているようだから。そうではないに、いつまでも厚生大臣をやっているわけではないのだから、そういうことを今日までの議論の総括として残してもらいたい、こう思うのですが、いかがですか。

○内田国務大臣 おせじなしに申し上げまして、私は大原さんの御意見に異議がございません。それでありますから厚生省の中でも、この老人福祉対策をやるのは社会局の老人福祉課を中心としてやるが、しかし老齢年金、福祉年金という年金問題になると、その問題は年金局にいつてしまっておる。医療保険の問題になると保険局にいつてしまっておるといふうなぐあい、厚生省の中でも仕事は縦割りになっておりますので、ききにも政府委員からお話を申し上げましたように、私は

今日の老人福祉対策というものは大きな国民的政策課題であるというような見地から、局を横に

もかけ離れているようにも思いませんが、しかしそれは、たまたまそうなっておるのか、あるいは私どもの先人が、今日のことを見通してそうやられたのかは別といたしまして、いろいろ今後さらにこれを詰めていく課題も正直に申してあらうと思ひますので、お説に従いたいと思ひます。

○大原委員　だから、定年制の問題と年金の問題を組織的にコンビさせると言う点だけ考えても、まだ詰めていく余地はたくさんあると思うのです。大まかな点はあなたが言われたけれども、そういう点がある。だからその点をひとつ考えてもらいたいという問題提起が一つ。

それから年金の信頼度です。農業者年金をあんなことをしてやりましたが、やはり農業者年金をやったって、実際に年金に対するたとえばインフレその他を含めていま信頼度がないわけですよ。一定の方針が政府にないわけです。法律上にもないわけです、スライド問題一つをとってみしても。だから農業者年金でもかなりいろいろな苦勞をして積み上げて、矛盾だらけのものになっておるけれども、保険という制度からいうと、基金の

基盤が少なくなるのだから問題ですが、しかし、それにしてもあまり信頼度がないわけです。老後の保障ができるというふうには考えないわけです。たとえば厚生年金でも、実際には一万四千元平均しかもらってないわけです。最近のもので一万九千元平均でしょう。そういうことは、それに老後の生活を託す、そういう気持ちには実際上なれぬわけです、いまの制度では。だから年金制度の信頼度を上げていく、そういう制度改革するのはどういふ点を改革すればよろしいかという点が私は問題があると思う。そういう点について、年金に対する信頼度を上げるためにはどういふ問題と取り組んだらよろしいか、問題点について整理をしている意見があればお答えいただきます。

○内田国務大臣　政府側としてあまりよいいなことを申し上げるといかぬのですが、私は、ものごとをおおい隠して、これでうまくいっております

と言えは済むものとも思いませんのであえて申し上げますと、大原さんのお話、わからぬことはございませぬ。しかしそれは、一般の生命保険につぎまして、あるいは郵便貯金でも銀行預金につぎまして、貨幣形態をもつてする蓄積あるいはその他の諸制度については、今日のような状態が続きます限りにおいてはみな似たようなところがあると思います。しかし私は、年金というものはせつかく生活保障の制度として、また社会保障の制度として私どもがやるわけでありますから、物価とか賃金とか生活水準とか、あるいはまた、わが国における家庭構造の変革、若い人々の親に對する扶養意識の変革というような動きをも考慮して、それに対応するようなことをとりたいと思ひます。それが私どもが考えているところでございまして、今回の財政再計算期を待たずして、わが国に於ける御批判はございまいしうけれども、上げることにいたしましたのも、やはり年金に對する信頼度というものを国民から離してしまわないう一つの施策だと私は考へてやつたわけでございます。

別のことで申しますとスライド制ということになります。スライド制をやりますということとは、それなら物価のほうもかつてにこれから上がつぱなしかということにもなりますので、私は、係は違うにいたしても、物価は上げないということの努力をしたいと思えますので、物価は当然上るんだという意味のスライド制ではなしに、物価が上がる場合には、時期的に若干あと追いになるというような批判はございましょうけれども、物価のみならず生活水準、賃金等をベールにした一種の政策的スライドと申しませうか、そういうことはやつてまいるほうがよろうか、ということで考えておるものでございます。

○大原委員 信頼度の問題で問題になる点は、第一は年金額のベースがひとつ問題があると思うのですね、年金の給付目標が。というのは、やはりいまの厚生年金の二万円ベースというのでは安いのです。それから、国民年金の一万円、一万円という

夫婦二万円というのでも安いです。これに生活のある程度の安心感や安定度を求めるということはできない。それからもう一つは、貨幣価値の変動や生活水準の変動に対するスライド制の問題、それを基礎にしたスライド制の問題です。第三は、出した抛出金、保険主義をとっておるわけですが、積み立て金の運用は、みんなが納得できるように運用するという点、それから、それにさらに加えられるならば、雇用政策との関連をみんなが納得できるようにしていくということ等があると思うのです。

そこで、問題はスライド制なのですが、外国におけるスライド制の例の中で、いろいろな例があると思いますが、いろいろいままでの経験の中でこれはいいと思うのがもうすでに相当たくさん出ているわけです。それは、スライド制についてはいまやもう制度をきっちとすべき段階にきている。そこで問題は、その質問に入る前に、スライド制というものの中にはどういう型があるのか、皆さん方が考えてスライド制を議論している場合にどういう型があるのか。

○北川政府委員　いわゆる年金制度におけるスライド制の中にはおおよそ分けて三つの型があると思います。

一つは、ただいま大臣から申し上げました、今回の法律改正にも関連いたす問題でありますけれども、いろいろな経済条件とか社会事情といったふうなものの變動に対応いたしまして必要のつど年金額の改定を行ないますところのいわゆる政策的なスライドというタイプであります。こういったタイプをとっております諸外国といたしましては、たとえばイギリスとかアメリカがその例でございます。

それから第二は、自動スライドでございます。これは、物価でありますとか、賃金でございますとか、あるいはまた生活水準といったような、そういうものを指標といたしまして、その指標のズレに対応して、時間的なズレはございますけれども、あるいはまた、スライドいたします場合に

ある種のチェックというものはございますけれども、そういう指標に自動して自動的にスライドアップをする、そういう方式がございます。

第三は、半自動スライドといわれているものでございまして、これはいま申し上げました特定指標にスライドをします方式にプラスをして、そのときどきの財政状況等を勘案をして改定をきめていく、こういった方式をとるものでございます。

御参考までに申し上げますと、物価スライド方式をとっております国としては、デンマーク、スウェーデン、ベルギー、カナダ等がありますし、また賃金を指標としております国といたしましては、西ドイツ、フランスあるいはオランダ等があるわけでございます。私どもが現在承知をいたしておりますスライド制の内容は大体いま申し上げたような中身でございます。

○大原委員 第一は政策スライド、それから自動スライド、それから半自動スライドと三つのタイプがある。政策スライドでアメリカを言われたのですが、アメリカは、私のほうの手元で調べてみると、一九七一年三月十七日成立の社会保障改正法において物価にスライドをするという制度をとっておるというから、政策スライドではないと思うのです。これは言うならば自動スライドの型だと思ふのです。その点はひとつ調べてください。

そこで、物価がだんだん上昇すると、民間の生命保険会社は、入る者も自由意思なんだから、リスクは双方が負担しているのだから、それは納得の上ですが、しかし社会保障としてやる年金保険の制度においては、やはり制度上の保障が必要なわけです。ですから全般的な世界の趨勢である西ドイツやフランス等がやっている賃金に対するスライドというのが、物価の問題を含めているから私は一番いいと思うわけです。賃金に対するスライド制、既裁定分を含めてそういうスライド制にする、こういうことが当然だと思うのです。だから、そういう目標をきちんと立ててスライド制を制度化するということが必要ではないかと私は思っています。

うわけです。この点は大臣は、いまでも年金の議論があつたわけですが、いまの段階でどうお考えですか。

○内田国務大臣 スライドの問題は、他の委員会あるいは参議院等でもしばしば議論になつておりますが、その際私が答えておりますところは、ただいままでのところでは、私は政策スライド的な考え方でやつてまいりたい。いま申し上げましたように、物価が当然に上がるんだ、こういうことを申したくないという気持ちもございまして、自動スライドではなく、政策的に、また日本におきましては、年金につきましてもいろいろ考慮の要素が必ずしも十でないところもございまして、そういうものの補てんをも含める意味もございまして、政策的にこれを完全な姿にしていく、こういう考え方でおります。

○大原委員 だから、その考え、政策スライドじゃだめじゃないかと言っている。政策スライドというのは、たとえば賃金は春闘その他でも上がるわけですね、物価を含めて上がっているわけでしょう。物価を一応目安に置きながら、賃金上昇率が物価上昇率を下回るというふうなことは、表面的な数字ではいままではないわけですが、しかし実際上は、家計簿を調べてみるとあるかも知れませんよ、あるデータがあるわけですから。そこで賃金なら賃金、国民生活水準なら生活水準というもののスライドするということは、現在生産年齢人口がもつていける賃金というものが基礎になつて千分の六十二なら千分の六十二の料率をかけているわけですから、その保険料を基礎にして積み立て方式も修正するという考え方で、すでにもらつていける年金部面も引き上げていくという考え方で上げることがいいのではないかと、基本的には、そういうことになれば、生活水準が上がる、賃金が上がるということにつれて、当然年金もスライドしていくという大きな筋の、そういう自動的なスライド方式をとるといことが、先進国における例のように、いまのお答えの例のように、合理的なのではないかということをお私に問題として

て申し上げているわけですが、それで、日本がいまやっているのは政策スライドであります。

そこで私は、時間もないことですから進めてまいりますが、最近十一年間の計数の中で、たとえば昭和三十三年から四十三年まででもよろしいし、厚生白書の資料にも一部外国の例が出ておりますから、外国と比較する場合にいいわけですが、そういう昭和三十三年から昭和四十三年まで、年金は一体再計算でどのくらい改善されたか。物価はどのくらい上がつていったか。それから賃金水準、給与水準はどのくらい上がつていったか。こういうのを、日本の場合についてパーセンテージでお答え願いたい。

○北川政府委員 ただいまお尋ねの、年金と消費者物価指数と、それから労働者一人当たり平均給与月額、昭和三十三年からの推移でございますが、次のような傾向でございます。

この場合に、年金の額は私どもの社会保険庁で調べたものによつております。消費者物価指数は経済企画庁でつくりました経済要覧、それから平均給与月額は毎勤統計でございます。三十三年を一〇〇としたしまして、厚生年金保険の老齢年金の場合は、年度末の数字でございますが、四十四年で四・五という計数でございます。それから消費者物価指数は、都市の場合で、三十三年を一〇〇としたしまして四十四年が一六九・一。それから平均給与月額は、三十三年を一〇〇としたしまして、四十四年で三・四。以上のような傾向にございまして。

○大原委員 それはこういうふうな理解してよろしいのですか。昭和三十三年から昭和四十三年までの十年間について計算をする限りでは、年金の再計算による改善の率というものは、物価の上昇率や給与水準の上昇率を上回つておるといふふうに解釈していいわけですか。

○北川政府委員 この期間をとらえました全体の流れをいたしましては、そのような傾向でございます。すけれども、御承知のように、厚生年金保険は三十五年とか、あるいは四十年あるいは四十四年に

相当大幅な改正をいたしております。したがって、改正をやります時点の前までは年金の伸び率は、やがて鈍化をいたしておりますが、改正の際に相当上昇をいたしまして、また次回改正の際に相当上昇している、こういうふうな傾向であります。これに對しまして、消費者物価指数とか平均給与月額は、先生も御承知のとおり、なだらかに、一つの傾向として上昇をたどつていく、こういった違いはございます。

○大原委員 そこで、この中には、問題としては年金の給付の水準、つまりベースが高いか低いかわりか問題が一つあるのです。比較的低いところから始まつておつて、上昇率が高いからといってそれはいいわけじゃないわけですよ。そういうことは、日本の実際の再計算というものは、非常にうまくできておつて水準は高いのだというふうな議論にはならないわけですが、そういう議論は、皆さんもしようと思つていないし、そういう悪質な意図で質疑応答をしようと思つていないから、私もそれは言わなければいけません、いざいざにしても、実際には物価の上昇率やあるいは賃金の上昇率を上回つて年金の再計算をやつていけるのだから、ベースの問題、水準の問題を含めて総合的に生活を保障するに足る年金制度というものはどういふものであるかということを検討しながら、自動スライド制を制度化していくということは、いまや私はやらなければならぬと思う。というものは、一つは物価の問題で、インフレぐらい非道徳なものはない。悪質な政治というものはない。悪質な収奪というものはないと思ふ。まじめに働いていたって、そんなものは台無しにしてしまふわけですから、これほど悪いものはないと思ふ。

（伊東委員長代理退席、委員長着席）
そういうところから、物価を上げて貨幣価値を下落させているのは政府の政策だから、政治責任だから、物価対策からいってスライド制というものを制度化していくことが必要である。そして年金保険の保険料収入との関係で、賃金の上昇率を考へながら賃金のスライド制をやつていくという

最も進歩的な自動方式をとることが、私は目標として早急にやらなければ、そういう方針をきめなければ、老人計画その他の総合計画というものは、雇用問題を含めて、立たないのではないかと。ぼくはそのことは一つの政治のモデルからいっても、物価対策からいっても、基本ではないか、こう思うわけですが。外国の例が厚生白書の中にありますけれども、やはり年金は、外国のほうベースがいい上に、物価とか賃金を上回つて改善をしていけるわけですよ。ですから、日本のおくれた国では、自動方式による賃金を基礎とした——物価、賃金というふうな二つをやつてもよろしいが、物価、賃金を基礎としたスライド方式をとつていくということ、それからベースを改善していくという二つのことをばくは年金の改善案としては具体的に考へていく必要があるのではないかと。そうしなければ、生活を保障するに足る制度にならぬじゃないか。この問題を集中的に議論してもらいたい。その点を今回の改正でも入れてもらいたいと思ふけれども、できないにしても、この点についてはしっかりと将来の方針を出してもらいたい。そうしなければ議論しても意味がないことだし、いかがですか。

○内田国務大臣 厚生省は社会福祉省のつもりで私はやっております。でございますから、大原さんのお話は、私もまことによくわかるわけでありまして、御激励を受けているものと理解をいたします。決して私どもは年金制度の充実発展を押しつたり、あるいはそれをちびろうとするようなことは、大原さんはいへん善意の方でいらつしやいますから私がこういうことを申し上げる必要はないわけでありまして、大原さんから攻撃を受けたら、また私どものほうで大原さんに抵抗をいたすつもりは毛頭ございません。現に、国民年金法にいたしましても、厚生年金法にいたしましても、財政再計算というものを五年ごとに一回やることになつておりますから、そういう際に、物価、賃金、生活水準はもろんでありますけれども、私がさつき触れましたように、日本の家族制

度、扶養の意識の変化の問題等も含めたり、あるいは社会福祉に対する価値判断の向上の問題も含めまして、思い切った改善をするようにいたしおるわけでありますが、幸い、またそれと似たようなところに条文がございまして、御希望になるような自動スライドではございませぬけれども、経済の変動に応じて年金等につきましても所要の改正を行なうべき旨である規定が実はあるわけでございまして、自動スライドというのはもちろん一つの方法でございまして、私は十分傾聴をいたしておるわけでございまして、方法はいろいろにいたしまして、御意見十分拝聴をいたしまして、私どももともどもに年金充実につとめてまいりたいという考え方でやっておりますまいと思ひます。

○大原委員 関係審議会においてもやはり自動スライドの意味の意見書を出しておると思うのです。ですから、もう少し突っ込んで制度的にきちっとわかるようなところで、総合的にスライド制について集中的な答申を求めることが私は必要だろと思うのです。学識経験者あるいは保険料を提出したりそういう利害関係者の意見を十分聞いてそういうことをやらないと、たとえば保険財政を保険料で負担するとか税金で負担するとかいろいろ負担方式はあるのです。それはあるでしょう。将来は保険税で負担することもあるでしょう。そういう場合に、納得のできる方法としては、給付が一定なルールで保障されるということが必要なわけです。ましてやこんなインフレで貨幣価値が下落をするというような時代において、思いつきでそのときに改善するということだけでは足りない。一〇%今上げたことは悪いことではない。悪いことではないが、こういう基礎で将来もやるんだということがはつきりしない限りは、今日までそういう再計算を繰り返した経験を積み上げてきた値打ちはないのではないかと。ですから、そういう点においては、たとえば一年間に七%物価が上昇するということを予想すると、ばからしくて、保険なんかできるだけ掛け金

は安くして、中身は少なくないから負担が少ないほうがいい。もう一つは、自動スライド制をとるといふのはこれは最低の政治のモラルだと思う。決してむちゃなことではない。ですから、そういう中身に焦点を合わせながら、そして重要な問題についてはこれを解決して総合計画をつくっていくというふうなことをはつきり方針としてやって、具体的な作業の中に入れてもらいたい、こう思いますが、もう一回お尋ねします。

○内田國務大臣 何へんも申しますように、私は大原さんから御激励を受けているものと考へて進むつもりでございまして、これまでのこの年金制度が満足したし、最近の社会福祉に関する国民の意識が高まっている時代のもに於いて、私どもは後退をいたすような考え方は毛頭ございませぬ。前進をいたしているつもりでございまして、その前進のしかたについての方法について、御激励やまたいろいろのお知恵を拝借いたしておる、こういうふうな考えるものでございまして、御議論のありました点は十分私どもの前向きな検討の資料にさせていただきますと存じます。

また、これは繰り返すことになりませんが、いまの法律制度も五年に一遍の財政再計算期における掛け金あるいは給付の計算をすればいいということではなしに、経済の諸事情の変動に應じた年金給付額の改善をはかるべきことを示唆しておる条文もございまして、十分それを生かしてまいりたいと私は考へます。これは決して五年に一遍ということではございませぬ。財政再計算期にやることはもちろんですが、その中間的な措置をもこの規定は認めているものと私は解釈をいたしまして、今回の措置をとらせていただいたわけでございまして、これでおしまひではございませぬ。さらに前進をさせたいと思ひます。

○大原委員 最後に、つまり今回の改正は、一年目から、国民年金でも厚生年金でも今後もどんとんそういうふうに再計算期を持たないでやる。た

だし再計算期において議論する問題は、私は二つの問題を提起いたしました。その一つは、年金を定年制と老人問題というふうな総合的な観点で取り組むような、厚生省のそういう検討を基盤にしながら取り組むようなそういう施策を進めてもらいたいということが一つ。それで今回の制度を確立する上においては、今日の段階ではスライド制、つまり物価や賃金、そういうものに自動的にスライドするというふうな制度上の保障をすることが、年金に対する信頼度を深めていく根本である。こういう問題も単にことばとしてスライド制をとるとならないという議論だけではなしに、政策スライドもあるわけです。ですから、そうではなしに、自動的なスライド制を制度的に保障していくというそういう問題点を集中的に検討をして、それを実現する方向でひとつこういう問題を処理することが必要ではないか、こういうことが私の結論です。将来いろいろな機会にこういう問題を中心とした議論をするということにいたしました。きょうは私の質問はこれで終わります。

○倉成委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 厚生年金保険法の審議にあたりまして、ただいま大原委員から冒頭に、年金は一体何のためにあるのかというふうなきわめて端的なしかも重要な質問がなされておりました。厚生年金保険というのは、結局は労働者の老齢あるいは廃疾または死亡などによって年金や一時金を支給して、労働者やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与していくもの、ここにあくまでも目的がなくてはならないし、それを土壌にして一切が展開されていかなければならないと私も考へるわけでありまして、そういう立場から逐次質問していくわけでありまして、きょうは大蔵省を呼んでおりますが、他の委員会の関係で時間がないようございまして、質問の順序をちょっと前後しますけれども、そちらのほうから先にお尋ねしていきたくと思ひます。

まず、社会保険審議会厚生年金保険部会というのがあります。昭和四十五年の八月十五日に、

厚生年金保険制度緊急改正に関する意見という意見書を出しております。その中に「積立金の管理運用については、自主運用、他の資金との区分管理運用、管理運用に対する労使代表の参加、高利回り運用等を速やかに実施すべきである。還元融資については、その枠を少なくとも三分の一に拡大するとともに、年金福祉事業団その他の直接労使の福祉に還元する分については、保険料拠出者の意向が直接反映するような方途を図るべきである。」このように意見書が出ているわけです。厚生省の立場では、いつもこの還元融資のワクの拡大についてはそれを強く要望している。大蔵省、特に理財局ですか、そういう点と折衝中である。現在二五%のワクになっていると思ひますけれども、これについて大蔵省としてはどのようにいまお考へになつてゐるか、また厚生省とどのような交渉経過があったか、そういう点について、まずお答え願ひたいと思ひます。

○田中説明員 お答えいたします。

四十六年度予算要求に際しまして、厚生省側から還元融資のワクの拡大、有利運用等、先ほど先生が申されました意見書に基づきます御趣旨の御要求をいただきました。私どもは、これは毎年毎年こういう御要求をいただいておりますけれども、財政当局の立場といたしましては、自主運用という面につきましては、郵便貯金でございましてとか厚生年金、国民年金等、国の法律あるいは制度を通じて集められたお金というものが膨大な金額になります。これが個々の運用主体によって運用されますことになる、二重投資、二重融資というふうな事態が生じまして、非常に非効率な財政投融資になるおそれがある、これらは一括して運用することによって初めて財政投融資の効用が発揮されるものであるという観点から、自主運用につきましましては、せつかくの御要求でございまして、従来の方針をとりたいたということまで今日に至っております。

それともう一つ、還元融資ワクの拡大の問題でございまして、これは先生も御承知のとおり、従

来還元融資ワクが一〇%でございましたが、昭和三十六年に資金運用部資金法の改正に際しまして、種々議論が行なわれました結果、資金運用部資金あるいは財政投融資の運用に際しまして、資金運用審議会の改組等を行ないまして、いま先生がお触れになりました委員の選定につきましても、利害関係等ははずしまして、学識経験者のみからなる公正な審議会にするという決定もございまして、またその際、還元融資につきましても、従来の一〇%を二五%に拡大するという措置がとられて今日に至ったわけでございまして。

ただ、この還元融資のワクの拡大の問題につきましても、私も考えておりますことは、御承知のようにもうすでに国民皆保険というような形で、ほとんどの方が厚生年金あるいは国民年金でカバーをされております。そういう意味におきましては、年金の拠出者に対してのみ特定の還元融資ワクを設けるという必要はむしろないものであつて、国民皆保険の現状においては、これらの資金が総合的に国民の福祉の向上に役立つように運用されればそれで足りるのではないかと考えております。そういう意味におきまして、還元融資のワクの拡大問題というのは、そういう観点からたゞいまのところでは、今後これをさらに拡大するという意図は持っておりません。

それと同時に、還元融資ワクが、当時一〇%から二五%になりました歴史を考へてみますと、いろいろの事情があつたかも知れませんが、一つは国民年金等の普及拡大といううなためにもこれが非常に役に立つというところであつたのだらうと存じますが、ただいま申し上げましたように、ほとんど国民皆年金の現状においては、その必要も薄れておるといふことで、せっかくの厚生省の御要望でございまして、財政当局としましては従来どおりの方針を貫いたわけでございまして。

○大橋(敏)委員 いまいろいろ御説明がありましたが、結論としては二五%のワクは広げないで、厚生省のはうに聞きますけれども、いまのよ

うな説明でございしますが、これはやむを得ないとあきらめられるのか、それともっと強力でその裏づけを持って要求していくのか、それについての所見を聞かしていただきたいと思ひます。

○北川政府委員 厚生年金あるいは国民年金、船員保険も含めまして、毎年の保険料につきましても、これが預託増加額についての還元融資問題は、たゞいま大蔵省のはうからいろいろのお話もございしましたが、私も従来からやはり被保険者がふえて、また預託増加額が増加をしておりますという傾向、また受給者もだんだんとふえてきておるといふような状況、こういったことも踏まえて、できるだけ還元融資のワクを拡大するようにも、そういう意味で毎年予算折衝の際に財政当局にも要求をしていくわけでございまして。そういう意味合いで、本年も二五%というところの上乗せ五十億をいたしまして、二千九百億でございしますが、そういったことで改善は若干ではございますが、なされておりますので、今後ともそういう方向でできるだけの努力をしていきたいと思つております。

○大橋(敏)委員 大蔵省に聞きますが、いまの厚生省の気持ちもよくわかつたと思ひます。また、社会保険審議会の意見書にも、三分の一ぐらいに当然広げるべきであるというわけですから、冷たく、もうこれ以上はふやさない気持ちで進むといううなことでではなくて、もっと話し合いの場を持つていく気持ちを広げてもらいたいというこれは要望です。

それからもう一つ、大蔵省のはうに聞いておきたいのですが、各種共済組合がありますけれども、ここにおいて遺族年金をもらふ場合、これは最低資格期間が十年になつております。もちろん公務員あるいは職務以外の死亡になるわけでございますが、この十年間の資格期間というのは非常に長過ぎるのではないかと。なぜかといふと、国民年金における母子年金は、その遺族年金のいわゆる資格期間というの是一年です。それから厚生年金においてはわずかに六カ月です。ところ

が、各種共済組合法における遺族年金の支給対象は、いま言ったように十年ということになつていくわけですね。これは非常に長過ぎると思ふのですけれども、一体この十年というのはどこから出てきたのですか。どういふ考えで出てきたのですか。また、これを改められる考へがあるのかないのか。

○谷口説明員 先生のたゞいまの御質問は、厚生年金の場合六カ月が受給最低期間でありまして、私も国家公務員共済組合を担当しておりますが、国家公務員共済組合について申しますと、遺族年金の場合十年ということに資格がなつていゝ。そこで六カ月に比して十年が長過ぎないか、そもそも十年をどうしてきめたのか、こういうような御質問の御趣旨かと思ひますが、実は国家公務員共済組合の場合は、厚生年金と若干性格を異にいたしている部分がございます。いわば国家公務員及びその遺族の生活の安定あるいは福祉の向上というのを目的にしておりますが、同時に、国家公務員の能率の向上という意味で法律の第一条にそういう目的が明示されております。いわばそういう職域保険であるわけですね。

そこで問題は、給付と保険料のバランスとか、あるいは全体的な給付をどういふふうに考えるかという問題であらうかと思ひますが、国家公務員共済組合の場合には、やはり職域保険の性格にかんがみまして、少なくとも十年以上勤務したといううな程度の長期勤続ということを考へましてこの遺族年金の制度も考へておりますが、その場合に、それでは十年をどうしたのだ、こういうお話になるかと思ひますが、御案内のとおり、実は国家公務員共済組合法は、沿革的に申しますと二つの大きな流れがあるわけですね。一つは、旧国家公務員共済組合法というのがございまして、それからもう一つは、戦前における恩給法の問題でございまして、恩給法では、公務上の場合には、先生も御議論されておられますので、これは除きまして、そのいわば恩給法の普通の場合遺族はどうなるか、こういう問題は、御案内のように普通恩給

は、十七年の受給資格がございしますが、遺族の場合には、そういう受給資格がその遺族につく、こういうことになつております。

それから旧国家公務員共済組合法について言いますと、これは遺族年金については、二十年という受給資格でございまして。そこで先ほど厚生年金が六カ月というお話でございましたが、私も先ほど申し上げたように、先ほど申しましたある程度の長期勤続したもの本人及びその家族の生活の安定あるいは福祉の向上ということ、あるいは公務の能率、あるいは長期給付全体のバランス、そういったものも条件を考へまして、まあ十年ということに三十年以来まいっております。

○大橋(敏)委員 それでは二人ともけっこうです。

大臣、年金制度はいろいろありまして、その中身についても非常にばらばらでございまして。いつも年金制度の統合問題が出るわけでございましてけれども、いま話しましたように、遺族年金についても、いま各種共済組合と厚生年金あるいは母子年金とでは、あまりにも資格期間が違い過ぎる、こういう問題も統合の方向の検討の中に十分織り込んでいくべき問題ではないか、私はこう考へるわけでございまして。

そこで、ちょっと話は変わりますが、通算老齢年金も最近改正されてきたわけですが、通算老齢年金というものはまだ認められていないと思ふのですが、これもやはり制度上の片手落ちではないだらうか、このように考へるのですけれども、先ほどの問題とていまの問題もあわせて、厚生大臣はどう考へになるかですね。

○内田国務大臣 年金制度が社会福祉制度として論ぜられることになりましたのは、私は比較的最近だと思ひます。今日では、これが社会福祉制度の大きな柱になつてきていると思ひますが、しか

し、この制度が発生をいたしました淵源を考えてみますと、社会保障制度というよりも、むしろ雇用政策の延長として、あるいは雇用政策の一環として、こういう制度が取り上げられた節が多々ございます。したがって今日八つのタイプの年金制度がございまして、それにまた恩給を加えますと九つになるかもしれませんが、恩給の遺族年金、つまり公務扶助料あるいはまた普通恩給等を考えていただけるとよくわかると思いますが、これらは必ずしも私は社会福祉、社会保障としてできているものではない形が今日まで持っているものの典型のようにも思います。その他はまた大蔵省からお答えがございましたように、国家公務員の共済組合の長期給付の制度等にいたしましたも、やはりその特定の目的を持って発生した経緯もございまして、現在までのところでは、これの共通化のために私も各省の連絡協議会をつくりまして努力をいたしましたけれども、御承知のように遺族年金と障害年金の最低保障額を同じようにするということが、それから老齢通算年金の制度というものができただけでございまして、その他は未解決の問題になっておるわけでございます。しかし、時代は大きく動いて流れておりますから、とうていこの年金の制度のあり方というものは、昔のままの尾軀骨をつけたままの形では、今後私はあり得ないと思うわけであります。社会福祉、社会保障という大きな時代の考え方の上に、それらは次第に制度の共通化、あるいは最終的な統合までにはいろいろな段階もございまして、うが、おっしゃるとおりの方向に流れてまいらるものと思えます。私もその流れに沿った措置を今後とも尽くすようにしたいと思っております。

○大橋(敏)委員 それでは、とりあえず通算老齢年金を受給している者、そういう方がなくなつた場合、その遺族に対して遺族年金を支給するという程度まではできるのじゃないですか。

○北川政府委員 いまいろいろ大臣から申し上げましたように、全体的に共通的な調整をすべき点がございまして、通算の場合の遺族年金につきま

しては、現在の段階では、そこまでのところはまだ考えていない状態でございます。

○大橋(敏)委員 これは考える必要があると思ひます。というのは、せっかく通算老齢年金といういわゆる温情的な措置が実現したわけですから、やはりその精神にのっとり、通算老齢年金であるうとも、もしそうした死亡事故が起こつた場合は、遺族を何らかの姿で保障していくという、そういうたてまえ、仕組みというものが当然必要ではないか。今後の検討の中に十分これも組み入れてもらいたいということでございますが、どうですか。

○北川政府委員 いままでの質疑にございましたように、一つはこの遺族の範囲につきまして、それぞれ制度で若干そこをいたしております点がございまして、それから、先ほどの御質問にございました遺族年金とあるいは障害年金の受給資格期間について、それぞれの年金制度で相違がございまして、直ちにそういう問題をとり上げるといふことが適切かどうか、やはり問題の順序をいたしましては、お話のような遺族年金とかあるいは障害年金についての各制度の受給資格期間の相違とか、あるいは遺族の範囲の相違とか、あるいは障害等級の認定の相違とか、そういったような基礎的なフックターについてまず問題を考えていくべきではないか、このように現段階では考えております。

○大橋(敏)委員 先ほど大臣も、年金問題というものはこれは当然統合あるいは調整等の方向に近いうちに向かっているだろう、希望されるような方向に流れていくであろうということとは十分考えられる、こういうお話をなさっております。こうした調整問題が出たついでにもう一つお尋ねしますけれども、障害等級の調整問題がやはり言われしておりますね。たとえば各種の障害等級があるわけでございますが、身体障害者法の法律から見ると七級までになっておりますが、身体障害者雇用促進法を見ると五級までになっております。労災

補償法では十四級、国年では一級二級、それから厚生、船員保険では一、二、三級となつております。それから恩給、援護法になりますと特別項症から第六項症あるいは第一款症から第五款症、こういうふうな非常にまちまちでございまして、こうした障害等級もある意味で統一していかないと、これは運用の面において非常に問題でないかと思ひます。いまのように通算老齢年金がもらえる段階になってきておりますし、あるいはいろいろとそういう方向に向かつている段階でありますから、当然これは検討が進められていくと思うのですけれども、この点についてはどうですか。

○北川政府委員 ただいまお話しのとおり、障害等級につきましては、各保険で相当程度不均衡を生じております。そのために、先生も御承知だと存じますが、障害等級を一元化する、あるいは障害認定に関するいろいろな問題を検討をいたしたすために、障害等級調整問題研究会というものをかつて設けまして、そこで相当期間をかけて、たしか三年ないし四年と思ひますけれども、この問題を専門家の方々の間で医学的に、技術的に検討していただいたわけでございまして、その結果ある程度の結論は出ておりますし、また、従来なかつたような新しい面につきましてもその答えが出ていくわけでございます。

ただ、それ以来いろいろ検討はいたしておりますが、実は統一いたしますときにはなお非常にむずかしい問題が残っているわけであります。それは、かりに一つの線に統一をいたしました場合に、障害の程度が現行の制度に比べて上がりますものと下がりますものがある、こういうものをどういうふうな調整をするか、あるいはまた、すでに裁定をいたしましたいわゆる既裁定年金の取り扱いというふうな問題について、受給者全体に上げてその障害を全部洗い直す、あるいはいま申し上げました既裁定者につきましても、そういうレベルアップとかレベルダウンとかいう問題をどういうふうな処理するかというふうなむずかしい問題がございまして、実は専門的な研究会の

一応の結論はあるわけでございますけれども、なお今後こういう問題につきまして、いま申し上げましたような難点をどういうふうな処理していくか、そういう問題を十分に検討いたしました上で、なるべく早い機会に、先生のお話しになりましたような方向で問題を処理するように考えてまいりたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 いま障害等級調整問題研究会というものが発足されて、もうすでに三年あるいは四年かけてその中身について検討してきて、ある程度の結論は出た、また新しい面も出た、いろいろむずかしい問題も出てきている、さらにその問題を練り直しているんだというふうな答弁であつたと思ひますけれども、その研究会のある程度の結論というのは資料で提出していただくことができるでしょうか。あとでいいんですけれども……

○北川政府委員 御要望がございましたら提出いたしますが、非常に専門的なものでございまして、提出いたしますことは別といたしまして、中身について、そのあらかたを申し上げておきますと、大体次のような内容でございまして、つまり、私がただいま申し上げましたことで申しますと、従来まで各制度が身体障害の区分をいたしておりました外部障害だけではなくて、内部障害につきましても具体的に保護をいたしました。これが第一点であります。

それから第二点は、障害程度の等級区分を、従来なかつた新しい基準で区分をしたということが第二点でございます。

第三点は、障害等級表を日常生活活動の程度に応じて五段階八区分というふうないたしました、能力欠損評価基準表を柱として、これに対応した身体各部別位の能力欠損評価基準表というものを作成をいたしましたこと、こういった点がこの研究会の報告書の内容のおもな柱でございまして、なお、残された問題といたしましては、やはりこの研究会におきましても検討してない問題がございまして、それから、現在非常に問題になつ

ております。ハビリテーションによる改善後の能力評価について、今後また問題を残しておる、そういった問題が残っておりまして、大ざっぱに申し上げますと、大体以上のような内容でございます。研究報告そのものは膨大なものでございまして、御要望があれば提出させていただきます。

○大橋(敏)委員 大臣、いまの局長の答弁でおわかりと思いますが、年金の調整統合等の問題にからんで、障害等級の調整というのは非常に重要な課題ではなからうかと思ひます。熱心にその問題に取り組んでいくようでございます。熱心に局長の答弁では、これを私の要望どおり早急にそういう方向を確立したい、こういう答弁であつたわけでございますが、御承知のとおり、心身障害者対策基本法というものでございまして、そういう立場からいっても、当然これは早期に確立すべきである、私はそう考えるわけでございしますが、大臣のお気持ちを御聞かせ願ひたいと思ひます。

○内田国務大臣 あまり私もそのほうについて深い造詣がありませんが、私はものごとにはわかりやすいほうがよいと思ひます。したがって、制度ごとと障害等級の区分のしかたが違ふというやうなことですと、大臣にもわからぬというやうなことになるまいし、したがって国民にもわかりにくいことにもなりましようから、身体障害あるいは心身障害というものは、身体上あるいは精神上の一つの現象でありますから、法律ごとにその適用の区分を異にしないほうがよいと考えますので、ここでひとつ十分検討させていただきたいと思ひます。

なお、幾つかの年金制度の中には、先ほどからお話の受給資格期間が違ふ、あるいは障害等級表のつくり方、区分がみな違ふというもののほか、遺族の範囲なんかも違ふような点もあるようでございます。いろいろな支障がございしますが、支障があるからだめだといつておりましたは、いつまでたつても通算統合というようにいきませんから、そういうことを乗り越えてやっていくやうな

時代が来ているように思ひますので、御激励にこたえて勉強したいと思ひます。

○大橋(敏)委員 時間の関係もありますので次に移ります。

先ほどもちよつと質問したのですが、厚生年金あるいは国民年金等の積み立て金のお金が、大蔵省の資金運用部に預託されて、その二五％がいわゆる還元融資されて、その一部が年金福祉事業団等の運用に充てられ、つまり被保険者の福祉に充てられていくということですが、実は四十五年の八月十一日ですが、参議院の社労委員会では党の渋谷議員が、年金福祉事業団のあり方あるいは厚生団のあり方について質問したと思ひますが、私、その会議録を読ましていただきました。その中身を要約しますと、結論的には、年金福祉事業団の仕事を融資事業とそれから施設の設置運営の二つに分かれてゐる。しかし、現実問題としていざ融資事業で手一ぱいで、設備運営のほうに厚生団に委託運営願ひたい。現在では非常にスムーズにいっているという話でございました。私はそれはそれでよいと思ひますけれども、そこで問題になっているのは、厚生団の役員人事のことが取り上げられておりましたが、厚生団の役員人事の問題、特に評議員の中に厚生省の現役の役人がいるというやうな問題、これは監督する者とされる者が一体になつてゐるということがはたしていいか悪いか、利害得失はいろいろあります。しかしながら、世論、皆さま方のお考えによつて、これは排除したほうがよろしいというやうであれば直ちにそうしたい、これは検討させてもらひます、という大臣の御答弁であつたわけですね。それはその後どのように検討されたのか。

それからもう一つは、その答弁の中で大臣の構想を述べてあります。その構想というのは、厚生団というのは、年金福祉事業団と並ぶ特殊法人といひますが、公団の一つといひますが、厚生事業団といふやうなものにしたい。また、年金福祉事業団は、年金福祉公庫といふやうなものに改組したいという構想を私は持つてゐるのだ、こうおつ

しゃつておるわけでございますが、その点について、その後もう一年たつたわけですが、けれども、何らか具体的方向が出たのかどうか、お尋ねしたいわけでございます。

○内田国務大臣 渋谷さんとそういう問答をいたしたわけでございます。でありますから、いまの年金福祉事業団は、おっしゃるとおり年金福祉事業金融公庫という名前に変えたほうが現在の業務からいいますとびつたりいたすわけでありまして、また厚生事業団のほうは、これも特殊法人にして事業団という特殊立法ができればこれまた一番いいことだと私は考えるものでございますけれども、現実の問題といたしましては、これは大橋さんも御承知のように、機構の簡素化、新しく公団公庫類は認めない、こういう佐藤内閣の憲法がございまして、したがつて事業団を公庫に改組するという法律案が出せない、また厚生事業団を特殊法人にするための法律案が出せないというやういう事態でございまして、これは私の頭に事業の実態どおり看板がでさがるというところは忘れないで銘記をいたしておきまして、その機会を今後ともねらつてまいりたい、こう思つてござい

ます。それから厚生事業団のほうについては、これは財団法人で厚生省認可の形になつておるわけでございます。これについていろいろ問題を起こさないやうに厳重な通達を、国会においてもこの問題が論議の対象として取り上げられたことをも付言いたしました、事業の運営に遺憾のないやうに通達を出させることにいたしました。通達の写し等、いつでも差し上げることもできます。評議員の制度に、私はどういふ人々が入つてゐるか実は知りませんが、これは厚生省と一体不離の關係でありますから、全部取つてしまふのがいいか、少なくとも理事、監事といふものには厚生省の役人が入らないほうがよいと思ひますので、特別に私の考えでも変わらぬ限り、兼任でそういうところの役人を押し込むつもりはございませぬけれども、評議員といふやうなことがいひか悪

かにつきましては、これは検討の課題にさせていただきます。お答えでございます。いづれまた御連絡申し上げたいと存じます。

○大橋(敏)委員 私が言ひたいことは、年金の被保険者に対する福祉問題について、厚生事業団のいま取り扱つてゐる仕事が非常に重要な立場にある、また年金福祉事業団そのものはいま融資事業で手一ぱいであるので、厚生事業団のほうにもう一つの施設の設置運営についてはもうおまかせしてゐるんだ、こういう立場になつてゐるのであります。で、厚生団の人ももう少しすっきりした姿で仕事をしたいんじゃないか、こう思つてゐるわけですね。いま大臣おっしゃるとおり、厚生事業団の仕事内容はやはり専門的な内容でありまして、厚生省等の役人等がむしろ入つておつたほうがいいんじゃないかといふ向きも多分に考えられます。けれども、一般的に見て、非常に疑惑を持たれるやうな問題もないでございせんので、そういう点も含めて、もう少し厚生事業団が胸を張つて仕事ができるやうな立場に持つていくべきではないだろうか、むしろ私は前向きにこれを考えてゐるわけですね。その点について言つたので、それは誤解のないやうにお願いしたいと思ひます。その点はよろしいですか。

○内田国務大臣 いろいろ御親切にお考えをいただきました。ありがとうございます。元来この年金事業といふものは、国の特別会計で国の事業としてやつておるわけでありまして、厚生事業団にやらせておるやうなことも、この特別会計の業務勘定の仕事といふことになるはずでございまして、したがつて厚生省の特別会計とはきつめて密接な關係にあるので、大橋さんから御意見をいただいていることを感謝いたします。

○倉成委員長 大蔵省田中資金課長より、先ほどの答弁に関し発言を求められておりますので、これを許します。田中資金課長。

○田中説明員 お許しをいただきまして、先ほど

お答え申し上げました中で、還元融資のワケが昭和三十六年度以前一〇％であったものを三十六年度以降二五％に拡大したと申し上げましたのは、三十六年度以前一五％であったものを二五％にしたという間違いでございましたので、訂正させていただきます。

○大橋(敏)委員 それではまた話がかわりますけれども、時間の関係で次々にいって申しわけないですが、厚生年金保険の障害年金ですね。障害年金の算定上に非常に矛盾があるんじゃないかというところを、実は私のところに陳情が来たわけなんです。

その実例をもっていまから話しますと、よく聞いておいてもらいたいです。いまから言うのは、AさんとBさんということにしておきましょう。いずれも廃疾等級は二級の方です。Aさんは加入期間は二十年です。いわゆる二百四十月ですね。三十九年の発病当時、前二年間の標準報酬月額額は四万五千円になるわけですね。これは一つの例をあげたのですよ。ところが、Bさんは加入期間が二年、そうして二十四月になるわけですね。四十二年の発病当時の前二年間の標準報酬月額額は三万九千円。ところがAさんは、平均標準報酬月額を三万三千円とこう算定されたわけなんです。したがって十七万五千円の基本年金額になったわけですね。Bさんは、平均標準報酬月額を三万九千円と算定されて、基本年金額は十八万九千六百円が支給されたというわけなんです。

私が言いたいところは、Aさんのほうは年金保険の加入期間が二十年、Bさんよりも十八年も長く加入しているわけですね。しかも発病当時二年間の標準報酬月額がBさんより六千円も高いにもかかわらず、Aが実際に受給した障害年金はBよりも年額で一万四千六百円も少ない、こういうところが実際あったようなんです。非常にこれは問題点ではないだろうか、こう思うのです。これは一つの例ではありますが、厚生省としても、こういう問題についてはそれなりにいろいろと問題が浮き彫りにされていると思うのですけれども、どういふ

うにそれを考えられているか。

○北川政府委員 ただいまお尋ねのような問題点は確かにあるわけでございます。長年被保険者でありました方が受給せられます額の算定の基礎になります期間が長い、また長いだけにその間の平均標準報酬額というものは薄められて低くなっている。逆に短期間の方々は給与も高くなっておりますし、そういう関係上、給付額が高くなる。いわば逆転現象みたいなものがあるということとは事実でございます。そういう意味合いで——そういう意味合いでと申しますか、前回の改正におきまして、先生も御承知のとおり、三十二年十月前の低い標準報酬額というものを切り捨てまして、報酬比例部分を見直したことがございますので、その関係があらって、こういう問題は若干そういう矛盾が緩和してまいったとは思いますが、けれども、やはりその問題が残っておりますことは事実でございますので、今後の問題として十分に検討をしていきたいと思っております。

○大橋(敏)委員 これは高給を取っている方に対してはそんなことは問題ないじゃないかというふうなことに一笑されるかもしれませんが、けれども、実際に低賃金生活をなさっている方々の立場から見れば、これは非常に重要な問題でございます。この矛盾は何としても解消してもらいたい。これは単なる答弁の上だけの問題ではなくて、実際の上においてこういう矛盾が解消されるように手を打っていただきたい。これは大臣にも一言答弁をお願いいたします。

○内田国務大臣 いや、ほんとうにおかしいですね。それは標準報酬、勤務期間が長い方は安い俸給のときから高い俸給までの間の俸給を通算するものですから、平均の障害年金の基準になる報酬よりか安いのが出てしまう。ところが、その二年ぐらいいいからいっしょになかった方は、前の安い月給を受けておった時代がないから平均したものが高いい、こういうようなことから出た結果でありますから、そのままでいいわけはありません。最近、これは厚生省も社会保障推進の立場から、な

るべく年金額を高くしようということで、古い時代の標準報酬額は切り捨ててしまふことにしておるのですが、それでうまく調整ができたかどうか、もう一べん調べさせて、いかに御批判を受けるようなことがないようになっているやらしてみたいと思っております。

○大橋(敏)委員 厚生省のお役人の方々にほんものすごく優秀な方が多いそうでございます。そういう頭脳でこれは検討していくならば、必ずやこの矛盾は解消されるものと確信します。

それでは次に移ります。今度の厚生年金の改正が再計算期を待たずに年金額の引き上げを行なう、これは非常に高く評価されているわけでございますけれども、その反面、急激な物価上昇による年金の実質価値の低下といえますが、こういうことから、現実に年金を受給している人たちの不満がつのってきたということ、それから今後受給されるであろう方々の年金に対する不信感、こういうものについて今回の改正はなされたのだ、私はそういうふうに考えるわけでございます。確かにいままででない異例的な措置が講じられたというところは私も理解するわけでございますけれども、被保険者の間では少なからぬ不満を抱いている。厚生省もこれについては真剣に受けとめるべきではないかと私は思うのです。これはもう何人かの委員の質問にも十分出てきておりますが、その一つは、年金額の引き上げ幅が不十分である。

これは大体一〇％程度の引き上げだということになっておりますが、四十二年から四十四年の三年間における消費者物価の上昇率、これが大体基礎になって検討が進められてきた、その結果こうだということですね。したがって、四十四年以降の物価上昇についてはほとんどそれが配慮されていないということで、その引き上げ幅が低い、不十分だということと批判されているわけなんです。また、厚生年金の給付については、私が言うまでもなく、四十年の改正でいわゆる一万円年金が実現した。また四十四年の改正で一応のことばの上では二万円年金ということになっているわけなんです。

けれども、現実の年金の受給額を見てまいりますと、四十五年の九月の新規裁定者分の男子の老齢年金平均月額が、被保険者期間二十年以上でも一万八千七百円。また二十年未満の場合になりますと、一万三千九百円にすぎないわけですね。これでは老後の生活を守るにはまだまだ不十分だといわれても当然ではないかと思うのです。今回の問題についても、十分に検討していただきたい。

またもう一つ、時間がありませんので次の問題も一緒に聞いておきますけれども、いま言った不十分だという不満だけではなくて、今回の改正の実施時期がおそいということにもなっているわけなんです。というのは、昭和四十年の全国消費者物価指数を一〇〇としますと、四十五年には一三〇になっております。また昭和四十年の労働者平均給与月額を一〇〇と見ますと、四十五年には一九〇にも伸びているわけですね。この上昇が今後も続くとするならば、いわゆる年金の実質価値というのは年々低下していくことになるわけです。年金生活者はいよいよ不安を抱かざるを得ない。だから、この実施時期を少なくとも繰り上げて、老後の生活を安定せしめるべきであるというもっぱらの声でございますが、これに対して厚生省としてはどう受けとめて、今日どうしようとなさっておるか。

○北川政府委員 第一点の年金額の上昇幅でございますが、これはただいまお話にございました点で申しますと、引き上げの基礎になります指標といたしまして、四十二年から四十四年、それから四十三年から四十四年への物価上昇の率、すなわち一〇・一％というものを基準として一〇％ということにいたしましたわけでございます。四十五年度の物価上昇が予想外の高いものになりました結果、また今回の改正による引き上げの実施との関連によりまして、お話しのようにこういった手直しというものはできるだけ額が高いほうがいいのでございまして、また第三の御質問にもございまして実施時期につきましても、そういった意味と

の関連から申しますと早いほうがいいというふうなことが言えるかもしれません。しかしながら私どもは、前回改正が行なわれましてから以後の二年間の指標をとりましたと、また四十五年の物価の上昇率というものは、実際に今回の法律改正の作業をいたしました際に確定をいたしておりましたので、その後の新しい指標でございまして、ために算定の基礎に組み込むことができなかったというところ、そういうことがございまして一〇〇というふうなことにしたわけでございます。また、実施の時期も、前回改正後の二年間の指標でございまして、そういう意味合いで、四十四年十一月から二年を経過いたしました本年の十一月から実施、こういうことにしたような次第でございます。

全体を通じて申し上げますことは、第二の御質問に関連するわけでございますが、二万円年金というもので私ども十分だとは決して思っておりません。したがって、先ほどから御議論がございましたように、年金の仕組みそのものについて根本的な検討をあらゆる角度についてやらなければならぬというお話もございまして、また、そういった問題は再計算期においていろいろな角度から十分に見直していくというようなことを考えておりますので、その際に根本的な問題の解決に近づきたいと思っております。そういう意味合いで、今回はいわば四十四年改正後のつなぎの応急的な措置であるというふうなことを基本的に私どもは考えておりますから、今後の引き上げの幅でありますとか、あるいは実施の時期でありますとか、いろいろ御不満はあろうかと思っておりますけれども、基本的な問題として応急的なつなぎである、そういう点で御理解を願えれば幸いだと存じます。

○大橋(敏)委員 いまの局長の、つなぎの改善である、まあそういうことで一応理解はしますけれども、局長みずから言ったように、いまの二万円年金ということで十分だとは考えていない、私もその問題は強調したいところで。いわゆる定額

部分だけで二万円になる仕組みならばまだ私は問題はないと思うのです。定額部分で二万円になるところまで改めていくべきではないか、比例報酬部分についてはそれに対するプラスアルファというふうな考え方、私は、いままでの政府が言っている二万円年金というのは、これは欺瞞的なものが含まれておるぞ、こういうふうな率直に指摘してきたわけでございます。私も、特に私自身が考えていることは、定額部分において二万円が受給できるだけの中身に仕組んでいくべきである、そういう方向で今後検討を進めていくべきではないかというところを提案したいのですけれども、その点はどうか。

○北川政府委員 二万円が不十分である、私もそういうふうな申し上げたわけでございますけれども、実体関係から申しますと、二万円年金というのは、一つのモデルをつくりまして、御承知のように二十四年四月といたことで算定をしたものであります。厚生年金保険が、現段階におきましてはなるほど被保険者は二千三百万でございますけれども、実際の老齢年金の受給者は非常にわずかなものしかいない、せいぜい三〇程度程度の者が受給者であるというふうなことを考えますと、いわば非常に未成熟でございまして、その間に経過的な年金というものが相当に入っておりますので、そういう関係上、最近の年金の算定実績を見ましても、仰せのとおり一万四千円程度のものしかならないわけでございます。したがって、今後はその成熟の度合いをいかに早めていくかという問題と、それから同時に、そのベースになる年金額というものをどういうふうな充実改善をしていくかというふうな問題があるかと思っております。後段の問題につきましては、先生御提案のような、定額部分だけで二万円というふうなそういうふうな考え方もあるかと存じますけれども、何ぶんにも定額部分というものと、それから報酬比例部分というものをどういうふうにかみ合わせるか、定額部分が入っているということ自体が厚生年金の非常に一つの方法だと思っております。

ありますが、またそれだけに所得再配分の構想を持っているわけでございますけれども、この関係を考えて、そういう関係の比率をどうするかというふうな問題は、これは非常に大きな年金の基本的にかかわる大問題でございますので、二万円がいかどうかというところは、御提案はございまして、全体的報酬比例部分と定額部分をどうするかという、そういうふうな全体的な検討の中で、できるだけ次期再計算期におきまして何とか基本的な方向に近づくように努力してまいりたい、現在ではこのように考えております。

○大橋(敏)委員 最後に、老齢年金というのは二十年以上かけて、六十歳に達した後に退職して被保険者でなくなつたような場合に支給されること、原則になつてはいるわけですね。今日の年金の実質価値の低下の実情から、むしろいま在職老齢年金というのがあるわけでございまして、在職中といえども、私はむしろ二十年かけて六十になつたらば、少なくとも、六十五歳以上八割です。支給されておりますが、それを全体的に一律にそう持っていくべきではないか、私はこう考えるわけですね。というのは、現在六十歳から六十五歳の被保険者で標準報酬月額五等級以下の者についてはいろいろと配慮がなされているわけでございますけれども、それも一級から五級までの対象になつております。そういうのではなくて、二十年掛けた、そして六十歳になつたならば、在職中といえどもこれは基本年金額の八割は支給すべきではないか、私はこう主張したいのですけれども、そういう点についてどういうお考えをお持ちですか。

○北川政府委員 一つの御提案でございますので、十分にいろいろな角度から検討しなければならぬと思っております。きょうの冒頭にいろいろな御議論がございましたように、やはり老人問題全体の中年年金問題というのをどういうふうにか、つまり所得保障としての年金については、どの程度のウェイトを持たして、また老人の雇用問題とか、あるいは老人の住まいの問題とか、

全体的な中で問題を考えていかなければならぬと思っております。私どもは、いま御提案のあったような問題につきましては、まさにいま問題になつております老人問題の一環としての年金ということ、どのよう処理するかを検討させていただきます。○大橋(敏)委員 大臣にちょっとお尋ねします。若し、青年、壮年期に自分の老後の安定を思つて、こうして年金をかけていくわけですね。二十年かけて、そして六十歳になればもらえるというわけですね。それも退職しなければならぬというわけですね。仕事をやめなければならぬわけですね。ところが、仕事をしても六十五歳になれば八割だけは支給しようというところになつておられますけれども、むしろ私は老後のいわゆる安心した生活を保障するためには、二十年かけて六十歳になれば、仕事をしようといふこと、すべてに支給していく、こういう方向に向かつていくべきではないか。そうして働いている人の給与というものは、当然にゆる上積みされるといふようなことになつて、お年寄りもさらに生きがいを感じた人生が送れるのではないかと、私はこう思うのです。当然そういう方向に改めていくべきではないかと思つてございしますが、大臣はそれのお考えはどうでしょうか。

○内田国務大臣 いまも政府委員から答えがございましたように、大橋さんのお考えも一つの構想だと思つております。しかし、もうおまえは厚生年金がもらえるんだから、在職しないですとさうやめたらいけないかというふうなことで、何か厚生年金が在職年金制度の年齢を引き下げることによつて実質上の定年制をつくるようなことになると、これまたいかかという問題もございまして、その辺は大橋さんの御説にも十分耳を傾けながら検討させていただきたいと思つております。○大橋(敏)委員 もう一つ、時間が過ぎておりますけれども、最後に……。私自身不勉強かもしれませんが、スライド制の問題がいろいろと論じられてきたわけですが、

あつたろうと思いますが、できる限り重複を避けて、大きな問題で大臣の御答弁を賜わりたいと

ことと、それからもう一つは、今回の提案がそれ

も、そういうものが一つのワクとしてあるのでは

なしに、公正な第三者機関で勧告してもらって、そういうものに従って、一つの客観情勢の変化に即応した年金額の改定というものができると、方法等を私は提案をしておきたいのですが、ぜひひとつ検討していただいて、二年で物価の上昇が、今回の改定率一〇%少しと、あまりにもひどいじゃないかという議論が、こういう種類のものの制度でされること自体が、ことばでは福祉国家だとかどうだと言ってみたくて、それはしませんが、あやにすぎない。したがって、あとにも関連いたしますけれども、厚生当局がリーダーシップをとって一つのそういう方向を打ち出していただきたいことを要望申し上げておきます。

それから第二点は積み立て金の関係なんです、これも他の委員から御質問があったかも知れませんが、四十五年末現在では四兆三千億をこしておるということで数字的な間違いはございませんか。

○内田国務大臣 大体その数字で間違いございません。

○寒川委員 そこで、やはり前段で最後に触れたことと関連いたしますが、こういうものの運用管理ということが大蔵省に握られておるところに基本的な問題があると思います。政府自身もまた、こういった集めた金を資金運用部資金に回して、そういう方々が出しておる面については、還元融資という形の制度はございますけれども、ちょっとやがねとかつこうがつかないというような現在の体系でなかるかと思いますが、この点についてのお感じはいかがですか。

○内田国務大臣 そのことも午前中当委員会に論議せられたところでございますが、この厚生年金保険、あるいは国民年金にしても金額こそ小さいが同じであると思えますけれども、これらの国の制度のもとで集められた積み立て金等を、国民福利のために、また有利確実のために統合的に運用するという見地も、私は一方において否定はできないと思いつつも、かつまた他方におきまして

は、この年金の積み立て金はこの年金保険加入者にわたりやすい方向で運用されていることが望ましいという見地も、当然あるべきだと私は思っています。いずれにウェイトを置くかということですが、長い間の議論の課題になっておるわけでございまして、かつては前年の積み立て金増加額の二五%がいわゆる還元運用という形でございましたが、今日では二五%、また最近ではそれにプラス、アルファ、五十億でございますが、そのくらいプラス、アルファというような形になっておるわけでございまして。いまの両面のかね合いから処理しつつ、私どもの立場からいいますと、あとのほうの年金保険加入者にわたりやすい形でより多く運用して、そしてこの制度の発展に資したい、こういう考え方をもちまして今後折衝を進めてまいり所存でございます。

○寒川委員 お気持ちばかりでございますけれども、現在、管理運用はだれの責任でやりになっておられるのですか、お伺いしたいと思えます。

○内田国務大臣 それは大きなワクと小さいワクの責任のような形になっておりまして、大きなワクにおきましては、資金運用部資金審議会という学識経験者の方々におはかりをいたしまして、ひとり年金積み立て金ばかりでなしに、郵便貯金その他特別会計の余裕金等をも集めましたものの運用の方向をきめるとともに、還元運用のワク内に入つてまいりましたものにつきましては、厚生省の監督のもとに、たとえば年金福祉事業団というような厚生省監督下の国家機関の責任でやらしております。

○寒川委員 ばくは、そのことが基本的に間違つておると思うのです。たとえば郵便貯金なんかの場合は資金運用部資金に行きまして、いわゆる預金をするという自体は、自分の将来のために、自分がたす預金をするよりも郵便局に預けて金利を生みます、こういうことが主目的であるはずで、要するに自分の財産管理という意味で金が政府の機関に集まつておる。この場合はわかりますけれども、こういった種類のものはやはり厚生省が

リダーシップをとって、むしろ先ほど言つた資金運用部資金の委員会のほうから厚生省のほうに、今度はこれだけひとつこのほうに回してくれぬかというような陳情の形の運用をしていく、こういうことにならないと本格的なものにならないのではないかと。そういったしましたならば、やはり金を出しておる立場の労使あるいは政府が、そういう運用について労使と一緒に話し合つていただくような公益的な立場の人でこの金をどうするかというようなことになりませんか、大蔵省がばんと取り上げておいて、陳情するということうな形は、これは主客転倒しておると思うのです。したがって、そういった厚生省所管の管理運用のための公的機関をつくられて、大蔵省がほしければ、もうちょっとこつちにはしいというように、自主的に、この金が労働者諸君のためにも、あるいは職場の福祉施設のためにも、広い意味の厚生のためにも使えるという、前向きな姿勢で取り組む時期であらうと思ひます。わが国の社会福祉に関する予算は、先進国に比べましてもかなりの差があることを直ちに充足していくという問題については、またいろいろな課題があらうかと思ひますけれども、なし得るものを、むしろ長い伝統で今日も相変わらず引き続いてやっておる。これに一つのピリオドを打つて、新しい感覚でインシアチブをとって運営をしていくという一つの方向こそが、この種の管理運営について重要な課題でなかるか、私はこういう気持ちを持っておるのですが、いかがでしょう。

○内田国務大臣 寒川さんのお話も私には十分わかるわけでありまして。私はさつき二つの面につきまして申し上げましたが、政府関係資金の総合的運営という面をも全部否定しざるわけにもまいりませんし、また厚生省とか建設省とか農林省とかいうものは仕事の縦割り行政を担うにいたしておりますけれども、それは税金とかあるいは通貨とか金融とかいうようなことにつきましては、縦割りではなしに横割りで、大蔵省が担当しておるとい

うようなわが国の行政制度をも考えなければならぬ面もございまして、私も勤労者が納めます税金も、労働者に入らないでやはり一べん大蔵省に入つてしまつて、そしてそれが予算で配分されるというふうなことがこのようにございまして、この年金の積立金につきましても、私も主張は大いにいたしてまいりますが、第一の面との調整、調和の交わる点がどの辺であるかというところできましておるようございまして、これは決して私どもは旧套を墨守するつもりはございません。見ていていただきたいと思うのであります。したがって、だんだん世の中がこうなつてまいりますと、社会福祉あるいは厚生省の職能というふうなものは殿さまのお通りのようにだんだんなつてまいるにきまつておる、こういうふうな自信さへ私は持つものでございまして、お互いにこのことは声を大にいたしつつ、改善をはかつてまいりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○寒川委員 しかしばくが心外に思ひますのは、税金とこの金を一緒な感覚で、ちょっと大臣が口をすべらしたんじゃないかと思ひますけれども、そういう感覚ではこの問題は私は片づかないと思ひます。要するにこういう投資された金が資金運用部に回つて、どういふところに投資されておるかという分析をつまびらかにすれば、おおよそこれらを納めておる諸君とは縁遠い方向に行つておるんじゃないか、むしろそういう面で不足すれば起債という感覚で大蔵当局が措置すべきだと私は思ひます。ただ前段申し上げましたように、飛躍して全部よこせというふうな形のことから直ちに言えるなんというところは私も思つておりませんけれども、厚生省自身がインシアチブをとって、一つのそういう方向をとっていくんだということでない、税金は労働者が納めておるがどこへ使われても差しつかえないので、この金も同じだということでは、ばくは大臣としては見識がなさ過ぎると思ひますが、その点もう一べん、間違いであれば間違い、考え方をおっしゃつていただきた

と思います。

○内田国務大臣 私は年金管理大臣でございますから、年金で集まった金は自由に、ひとつ年金契約者がわかりやすい方向で使いたいと思っております。これは、これはもうそのとおりでございますが、先ほど申しました例は、通貨、金融というように、ことにつきましても、縦割り行政ではなしに横に払った行政をやる仕組みになっておるので、そういうことも考えてどの辺で交わらせるかということになると、そういう税金の例がいいか悪いか、これはひとつ別の問題で、よけいなことを申したのかもしれないけれども、私の考え方はいま前段に申し述べたとおりでございます。先般より大蔵省の方がここにきておられますので、毎年大蔵省が責められておられますがどうかのこのようにうな言いわけをされておりましたので、私も黙って聞いておりましたが、毎年責めつけておるわけでありませう。

○寒川委員 繰り返して申し上げませうけれども、そういう零細なことをやれば厚生行政を担当しておる大臣がつくっていくということではなしに、五十億になったって四兆何億のうちに徹するものですよ。そういう感覚を頭の切りかえをしてもらって、ことばのあやでなしに、やはり先頭に立つて福祉の充実のために努力をしよう。あとの運用金利の問題にしても、資金運用部資金に回して原資をふやすということ、それ以外のことは、それは三者構成の委員会ができれば当然そういうことが日程にのぼってくると思うのです。一分以上の金利が違えば、ばく大なものですよ。そういう点をひとつ十分お気にとめていただいで、せっかく努力していただきますことを要望しておきます、質問を終わります。

○倉成委員 次は寺前議員。

○寺前委員 大臣に二つの点をお聞きしたいと思っております。一つの点は、厚生年金の持っている基本的な性格、これで今日の事態の中で厚生年金をどういうふうに支給すべきかという基本的な考え方の問題ですね。これをひとつ聞きたいと思っております。

です。それからもう一つは、せっかく法改正をやらせる以上は、改正というものはやはり矛盾点を解決するというのが改正の趣旨ですから、矛盾点としてもっとあるんじゃないか、この矛盾点の問題について聞きたい。この二つの点を聞きたいと思っております。

まず最初の基本的な考え方の問題ですが、厚生年金というのは働いてきた人たちがいいよ仕事をやめたあと、高齢者になってからの問題ですね、どう生活をしていくか。今日、労働者が働いている期間中は、賃金と職場の労働条件の改善のために労働組合をつくり、雇用主との間に交渉をやしながら、自分の健康と生命を守るためだけに、家族の問題まで考えて生活をしていきます。同時に、万病病になった場合には困るというところで、健康保険の制度を会社でつくったり、あるいは公務員の場合の共済組合をつくるなりして、健康の問題についても、今日ではかなり変わってきていますけれども、病気になるたときにははたして見てもらえるような体制をふだんからつくっておこうということが、日常生活の中にあると思うのです。しかし、働きながら同時に心配でならないのは、事故が起った場合どうなるか。その場合については労災保険というものが今日一つの制度としてできてきた、けっこうなことだ、こうなっておるわけです。しかし、その後の一番の心配を考えてみると、退職時に一体どうなるのだからかというところは、労働者が共通してだれもが心配をします。退職金を考えてみると、まず退職金がどれだけもらえるのだからか。それから年金がどれだけ入ってくるのだからか。退職したあと、私の仕事というのははたしてあるだろうか。そのときには一体子供はどうなっておるのだろうか。働いている人は共通した感情として、その辺を計算しながら生活を送らなければならぬ、こうなっておると思っております。私の手元に、総評が民間企業の退職労働者の調査をやった幾つかの例の資料があります。これを見ますと、たとえば金蔵鉱山で三十二年間坑内夫をやっておった

人、昭和四十二年の四月に三十二年間働いて五十八歳で退職した人がこういふことを言っています。やめるときは賃金は六万円で、退職金は四百万円だった。ところが女房と中学一年の女の子がまだおる。六万円の賃金のその当時の姿から、四百萬円の退職金をもらっただけでは、あと二万五千円ですが、年金がもらえるが、しかし、年金をもらおうと思つと、社会保険の完備していない会社へつとめなければならぬということになります。そこで社会保険の完備していないところで三万円から三万七、八千円というところの月収——日給の月収ですけれども、そういう生活をやっている。しかし、坑内夫を三十年やってきた中で、もうからだはがたがた、日給月給の生活は非常に困難だといふ問題を訴えているわけですね。この人はかなり高いのですよ、厚生年金として。これだけ働いてきて二万五千円、実際はこういう状態でない人といふのはたくさんありますよ、それだけのものがもらえない。関西の私鉄の人ですが、二十年と三ヶ月勤務して五十五歳で退職した人は、退職時百五十万円の退職金をもらって、いま、退職してから四年間、鉄工所の雑役として生活している。女房と子供二人の四大家族が、おんぼろの借家で、高校生のむすこがおるそうだけれども、やはりたいへんである。こういうような例といふのはあげたらきりがありません。大体こういうようにずっとあがつてきておるのを見ておられます、退職金といふのがいいところで百数十万円から四、五百万円まで——これは高いほうです。そして退職後の生活といふのが、ともかく何か仕事を求めなかつたらやっつけられない。しかし、からだはもうがたがたになっておる。年金のほうで十分に生活を立てるといふことにはなかなかいかない。むすこにたよれるかといつたら、むすこにたよれる状況にないといふのが共通した感情と、共通した暮らした状態であると思つた。こういうことを考えてきた場合に、現実若しといふに働いている場合に、労働災害にあった場合には、労災保険で全面的に見てもらえるという

体制が当然あつてしかるべきだと思つた。それから家族の健康を破壊した場合には、健康保険でお金をかけずにやれる状態があるといふこと、これはまだ完全にそうならないけれども、そのことを労働者は期待していると思つた。そうすると、そういうものと比較したときに退職後の取り扱いといふものが、もうそれは社会の中心的な生産部門におる人でないのだからということで見放されていくといふのが、厚生年金の置かれていく現状の内容だと思つた。だから、今日の老後の生活のことを考えてみた場合に、せめてやめたときには少なくとも今日では三万円くらいのお金を渡さなかつたら、生活は不安でしょう。そのくらしのものをやるのが、日本の国は産業をすばらしく発展させたのだと自負しておられるところの政府にとって、働いてその産業の発展をさえたきた人たちに對する、当然の態度でなければならぬと思つた。大臣、どうでしょう。私はそこ

のところが、計算方式とかそういうものじゃなくて、少なくとも三万円くらいは、働いてこれたすべての方々に退職時にお渡しする、こういうかまがなせとられないのだからか。そのくらいのこととはとるべきではないだろうか。その意味では、それを実現するといふ基本的な態度をとられるかどうか、そこをちょっと聞きたいと思つた。

○内田国務大臣 私は厚生大臣として、社会福祉の充実といふことだけを考えておればいいわけではございません、あまりほかの省のことを考える必要はないわけでございますので、私だけの考えから言へば、人が一生三、三十二年働いてやめられるときには、いま寺前さんから三万円くらいのお金といふことでございまして、もちろんこれは一時金ではなしに毎月三万円という意味だろつとは存じますが、これは自分のことを考えましても、やめるときは所得の少なくとも五〇％くらいは厚生年金としてもらいたいと思つた、また差し上げるような仕組みをとりたいたいと思つた。しかし、これは紙の上の計算で、二十四年と何カ

月かを会社づつとめをされた方の退職後の厚生年金の月額が一萬九千何百円、奥さまの配偶者手当というものをに入れて二万円程度にしなければならない。現実にはすでにおやめになって、裁定をされている厚生年金を受けておられる方は、おそらく月額一萬数千円にしかならないというような状態は、これは寺前さんでなくとも私も満足ではありませんので、厚生大臣といまして退職時の給与の五〇%くらいまでの厚生年金が出るように持つていくような努力を続けたいと思います。

ただし、その金はどこから出るかということになりますと、結局年金保険加入者の保険料と政府の負担金ということになるわけでございます。今日では、政府の負担金は支給額の二〇%であったと思いますが、残りの八〇%は勤労者とその勤労者を雇う使用者との双方の負担と、それから積み立て方式をとっておりますので積み立て金の予定回り収入というようにものを長期的に計算をいたしまして、そして現在の紙の上での二万円年金というものができておられるわけでございます。したがって給付金のほうだけを私が幾らにすると申ししても、それに対応する保険料、国庫補助、積み立て金の運用利益というようなものに対しても対処をしなければならぬというところにいろいろの問題がございます。しかし問題があるからこそ、私は努力をいたしまして、そういうところを突破いたしまして、そして御期待に沿うように目標を達成したいと考えております。

○寺前委員 努力したい、努力したいとおっしゃる。それは努力はけっこうなんですけれども、あなたのほうの資料を見ておられます、現実には金がないという問題じゃないですか、掛け金がずいぶんたくさん、五兆円近くになるのですから。それに対していまなされておられる給付の金額というのは知れているのですから、現実的にやろうと思つたら、できない相談じゃない。できる相談です。これは間違いないでしょう。

○内田国務大臣 いや、間違いはある……。

○寺前委員 間違ひがありますか。それはどういう点ですか。

○内田国務大臣 寺前さんから御指摘のように、厚生年金の契約者が払い込まれた保険料は、今日の状態のもとにおきましては、支払われる年金額を超過いたしまして、積み立て金となって四兆円余り積み立てられて運用されておられるわけでありす。しかしこれは、いま年金の給付を受けている人々が生きていく限り一生、また場合によりましては、その遺族にも及んで給付を受けるための資源になるものでございまして、若い働き盛りの会社づつとめの方々がかけられておられるのを、現に年金を受けておられる百万人余りの方々で分けてしまふということになりますと、いまかけておられる方が年金受給者になったときの支払い資源というものがなくなってしまうことに相なります。しかし、いまあるものを現在の年金受給者だけで分けてしまふ賦課方式というものを方式としてはございしますが、御承知のように、日本はこれからだんだん世界の各国並みに高齢者がふえてまいる、年金受給者がふえてまいることを考えますと、現在のうちに掛け金者が多くて年金の受給者が少なくなつては——年金額をたくさんふやすことは、いまは容易でありますけれども、これから十年、二十年、三十年先の状況を考えますと、それが全くできなくなる、こういうことをも考えて対処しなければならぬ。そこに先ほど申しました長期計算の方式があるわけでございますので、金があるから分けてしまふというわけにはまいらぬのではな

いかと思ひます。

○寺前委員 あなたのほうの資料を見ますと、給付費と積み立て金がとんとんになるのは昭和九十年になっていきますね。そうすると、相当先を計算に入れた積み立て金の考え方で、そういうことになっておられるのですよ。実際に厚生年金というものは、一つの営利会社をつくって、そしてとんとんにやっていくという考え方でやっていくべきものなのかどうか。いまこれだけの原資を持つて

いるときに、昭和九十年という四十年も先の話、そこでとんとんの計算方式を立てていくというやり方自身に問題があるんじゃないだろうか。今日の社会生活の中において、年をとって生活ができなくなつてきているという段階において、高齢者に対する生活保障をばんと打っていくことこそが、やるべき緊急の施策じゃないだろうか。そういうことを考えると、金がないというのではなく、原資はずいぶんあるのですから、この原資に基づいて、せめて三万円程度のものをすべての人に出してやるのか、あるいは退職したときからそのくらいの手は打ってやろう——打ってやろうというよりは、私はそのくらいのことはいらない話じゃないと思ふのです。今日の時点と金の問題の両面から見ても、問題は、そのことを必要としていくか必要としていないか。必要としていくのなら、金の問題での困難性というのはいつものない。そんな昭和九十年段階のことを計算に入れた長期の計算方式に基づくところの老人対策なんであつたものじゃない、こういうふうな思ふのですけれども、そのところはどうか。

○内田国務大臣 いやもうまことにけっこうな話で、私もそれをやりたいぐらいの気持ちにかられるわけでございます。しかし、いま年金を受ける人の数というものは、年金の掛け金をされる働き盛りの方々に対する従属人口と、こういうことばが使われるわけでありまして、現在におきましては従属人口の比率は少のうございますけれども、先ほど申しますように、これから十年、二十年、三十年先には日本の人口の構造が外国並みになってまいりますので、従属人口比率というものは非常に高くなつてまいります。したがって、いま残つておられる金は、そういう長期計算に基づく、いまの若い人々が年金受給者になることとを考へた、その人たちがかけられたお金でありますので、いまの人がかけたお金をいまの老人がみんな受け取ってしまうということになりますと、かけた人がいまよりも数多く老人になつてくると、二十年、三十年の後におきましては、それらの人が受

ける年金の原資はだれがかけるといふことになりまして、かける人の比率が非常に少なくなつていくので——そのときはそのときのことという考え方も実はないではないのです。でありますから、厳密の意味の積み立て金方式ではありますんで、若干賦課方式のようなことも加味した修正積み立て方式というこゝでいまやっておりますわけでありすけれども、これにつきましてはいろいろ議論がございまして、この問題につきましてはいろいろの見地からさらに検討をいたしまして、会社や官庁をやめられても、そんなに生活の心配がないという程度の年金額が受け取れる、そういう方式をぜひ達成するような道を開きたいと私は考えております。これは先ほど申し述べたとおりでございます。

○寺前委員 この問題はそこで終わつておきます。次に、今度の給付の引き上げは平均一〇%だ、五年ごとの例の計算のとき以外にやるんだという積極的な姿勢のごとき説明が大臣説明の中にありましたが、しかし計算を見ていると、物価上昇については、昭和四十二年を一〇%として、四十四年が一〇・八という計算を出されてきているということですね。それで実施の時期が昭和四十六年の十一月ということになつてくると、せっかく計算が出されても、二年間のズレがすでに起こつていくということですね。こういうことを考えたら、私は、せっかく修正される以上は、スライドをやるんだという立場から見ても、もっと思い切つて修正をすべきじゃないかと思ふのです。そして同時に、議会の側から毎回毎回附帯決議で出されているわけですから、スライド制の問題については、この際、毎年予算を組む段階で、前年度の物価上昇、賃金の上昇、そういうものを計算に入れたスライドを必ずやるんだということを明確にされたらどうかと思ふのです。その点はどうか。

○内田国務大臣 これもけさはど来お答えを申し上げておるわけでありまして、厚生年金制度にも国民年金制度にも五年に一度の財政再計算期とい

児童手当法案
児童手当法
目次
第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 児童手当の支給(第四条—第十七条)
第三章 費用(第十八条—第二十二条)
第四章 雑則(第二十三条—第三十一条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。
(受給者の責務)
第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。
(定義)
第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。
2 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含むものとする。
3 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。
第二章 児童手当の支給
(支給要件)
第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が、日本国民であり、かつ、日本国内に住所を有するときに支給する。
一 義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童(以下「支給要件児童」という。)を監護

し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に依りて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（児童手当の額）

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円に、支給要件児童のうち義務教育終了前の児童であるものの数（当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該義務教育終了前の児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でな

い児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする。）を乗じて得た額とする。

2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に依りて、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

（認定）

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした支給資格者に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 支給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるそ

の期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（児童手当の額の改定）

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増加するに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増加した場合における児童手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

（支給の制限）

第十条 児童手当は、支給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

（未支払の児童手当）

第十二条 児童手当の支給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の児童手当を支払う

ことができる。

（支払の調整）

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（不正利得の徴収）

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（公務員に関する特例）

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてはこの章の規定を適用する場合においては、第七條第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八條第一項及び第十四條中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員 員その他政令で定める国家公務員	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
--	---

二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員

当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

三 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第十九条、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六条第一項又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第二十八条第一項に規定する職員（政令で定める職員を除く。）

三 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第十九条、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六条第一項又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第二十八条第一項に規定する職員（政令で定める職員を除く。）

当該職員の所属する公共企業体（日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。）の総裁又はその委任を受けた者

2 第七条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の規定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の規定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替へるものとする。

第三章 費用
(児童手当に要する費用の負担)
第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、組合員又は団体共済組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を第二十条第一項に規定する拠出金をもつて、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都

道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用 国
二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該都道府県
三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該市町村
四 公共企業体の総裁又はその委任を受けた者が認定をした職員に対する児童手当の支給に要する費用 当該公共企業体

4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

5 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年

の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

（市町村に対する交付）
第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ交付する。

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

（拠出金の徴収及び納付義務）
第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用にあつては、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主
二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者
三 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条に規定する学校法人等
四 農林漁業団体職員組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第五十五条第一項に規定する農林漁業団体等
五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二百三十三条第二項に規定する団体等
六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）その他の政令で定める法律に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、前条第一項各号の法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる標準報酬、標準給与、給料又は俸給の月額（以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た割合を基準として、厚生大臣が定める。

（拠出金の徴収方法）
第二十二条 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行なう。

3 政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取扱わせることができる。

4 前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則
(時効)
第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び拠出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 児童手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。（期間の計算）

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の規定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、郵便局そ

の他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の規定をする者は、厚生省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生大臣に報告するものとする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

昭和四十七年一月一日から昭和四十八年三月三十一日まで
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

(認定の請求等に関する経過措置)

第三十一条 昭和四十七年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について第七條第一項(第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が、昭和四十七年一月一日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、第八條第二項の規定にかかわらず、同年一月から始める。

3 昭和四十七年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当している者又は同日後同年二月二十九日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの

第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八條第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三條第一項及び附則第九條の規定は公布の日から施行する。

(児童手当の支給に関する暫定措置)

第二条 次の表の上欄に掲げる期間においては、第四條第一項第一号及び第六條第一項中「義務教育終了前の児童」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童
昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童
昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

間に第七條第一項(第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、第八條第二項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が児童手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

4 昭和四十七年一月及び二月の月分の児童手当は、第八條第四項本文の規定にかかわらず、同年三月に支払う。

(地方財政法の一部改正)

第四條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十條中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。
八の二 児童手当に要する経費

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第五條 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。

六 児童手当法(昭和四十六年法律第

号)の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費

(公立義務教育諸学校整備特別措置法の一部改正)

第六條 公立義務教育諸学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條に次の一号を加える。

五 児童手当法(昭和四十六年法律第

号)の定めるところによる公立の義務教育諸学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員に対する児童手当の支給に要する経費

(住民基本台帳法の一部改正)

第七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 児童手当の支給を受けている者

(児童手当法(昭和四十六年法律第

号)第七條の規定により認定を受けた受給資格者をいう。第二十九條の二及び第三十七條第二項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの

第二十九條の次に次の一条を加える。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九條の二 この法律の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。
第三十七條第二項中「及び国民年金の被保険

者」を「国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号を次のように改める。

三十二 児童手当法(昭和四十六年法律第三十二号)

(厚生省設置法の一部改正)

第九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十号中第五十六号の五の次に次の一号を加える。

五十六の六 児童手当法(昭和四十六年法律

第 号)の定めるところにより、児童手当の拠出金を徴収すること。

第十三条中第九号の二を第九号の四とし、第九号の次に次の二号を加える。

九の二 児童手当法を施行すること(社会保険庁の所掌事務を除く)。

九の三 厚生保険特別会計児童手当勘定の経理を行なうこと。

第二十九条第一項の表中児童手当審議会の項を削る。

第三十六条の三第一項中「国民年金事業」の下に「並びに児童手当事業の一部」を加える。

第三十六条の四中「第十三号まで」の下に「第五十六号の六」を加える。

第三十六条の六第五号中「厚生保険特別会計」の下に「(児童手当勘定を除く)」を加え、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 児童手当法に基づき、児童手当の拠出金を徴収すること。

附則第四項を削る。

理由

家庭における児童の福祉を増進するため、児童を養育している者に対して児童手当を支給するこ

とすることが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田国務大臣 たいだいま議題となりました児童手当法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、児童手当制度はわが国社会保障制度の中でいまだ実現を見ていない唯一の制度であり、次代の社会をになう児童の育成の場である家庭の生活を安定させ、児童の健全な育成と資質の向上をはかるためには、この制度の創設がかねてより懸案となっておりました。

特に、今後において高齢化が予測されるわが国の人口構成を考えますとき、将来の高齢化社会をささえていくこととなる児童の健全な育成と資質の向上をはかることは、わが国が将来にわたって活力にあふれた社会として発展を続けていくために、今日においてとるべき緊急の課題といわなければなりません。

政府といたしましては、このような観点からわが国の国情に即応した児童手当制度を実現いたすべく、鋭意検討を続けてまいりましたが、先般成案を得ましたので、この法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の内容の概略について、御説明申し上げます。

第一に、児童手当は、満十八歳未満の三人以上の児童を養育している者に対して、義務教育終了前の第三子以降の児童一人につき、月額三千元を支給することとしております。ただし、児童を養育している者の前年の所得がおおむね二百万円以上であるときは支給しないこととしております。

第二に、児童手当の支給は市町村を通じて行なうこととし、児童手当の支給に要する費用は、被用者の児童については、事業主の拠出金十分の七、国庫負担十分の二、都道府県及び市町村負担十分の一をもって充て、農業従事者その他自営業者の児童については、国庫負担三分の二、都道府

県及び市町村負担三分の一をもって充てることとしたしております。

なお、公務員及び公共企業体の職員に対する児童手当については、国、地方公共団体または公共企業体が直接支給することとし、その費用は、それぞれ支給者において全額を負担することとしております。

第三に、本制度の実施につきましては、その円滑な発足を期するため段階的にこれを行なうこととして、当初はとりあえず、支給の対象となる児童の範囲を五歳未満の児童とし、昭和四十八年度からはこれを十歳未満の児童にまで引き上げ、昭和四十九年度から義務教育終了前の児童に及ぼすこととしております。なお、昭和四十六年度においては明年一月分からその支給を開始することとしたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉成委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和四十六年五月二十日印刷

昭和四十六年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局